

安芸高田市子育て・婚活住宅新築等補助金制度のご紹介

安芸高田市商工会 ☎42-0560 住宅政策課 ☎47-1202



補助金を利用して建てられた新築住宅

安芸高田市では、昨年度に引き続き定住の促進により人口の減少を抑制するとともに地域経済の活性化を図るため、子育て世帯・婚活世帯に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助対象者

- ① 補助金交付後5年以上継続して補助対象の住宅に居住する方
- ② 市内外の子育て世帯（満年齢が18歳に到達しない子がいる世帯）又は婚活世帯の方
- ③ 補助対象者及び世帯員が市税等を滞納していない方
- ④ その他条件（事前にお問い合わせください。）

補助対象となる住宅条件

- ① 市内建築業者による施工、若しくは市内不動産業者が媒介又は販売する住宅であること
- ② 住宅の延べ床面積が70㎡以上であること
- ③ その他条件（事前にお問い合わせください。）

補助金額

住宅新築補助金

- 婚活世帯又は転入者の子育て世帯は、50万円
- 転入者以外の子育て世帯は、25万円

住宅購入補助金

- 婚活世帯又は転入者の子育て世帯は、25万円

申請方法

補助対象住宅の契約が完了した日から3か月以内に申請をお願いします。

（※補助金の予算が無くなり次第、受付を終了いたします。）

☎ 安芸高田市商工会
（吉田町吉田979-2）
☎ 42-0560

（受付時間・9:00～12:00、13:00～17:00※土日・祝日を除く）

安芸高田市安全・安心・住環境リフォーム補助金制度の申請を受けます

安芸高田市商工会 ☎42-0560 住宅政策課 ☎47-1202



安芸高田市では、昨年度に引き続き地域経済の活性化と市民の生活環境の向上を図るため、市内に本社機能のある事業所や個人事業者を利用して、市民が自宅のバリアフリー化、省エネ化、環境・防災・防犯対策等を含むリフォームを行う場合に、工事費の一部を補助します。

【受付開始日】

4月13日（月）～（※土日・祝日を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

（※補助金の予算が無くなり次第、受付を終了いたします。）

☎ 安芸高田市商工会
（吉田町吉田979-2）
☎ 42-0560

補助対象者

- ① 市内に住所を有している方、若しくはこれから居住しようとする方
- ② 市税及び料の滞納がない方

補助対象住宅

- ① 持家住宅（自己の所有する一戸建ての住宅）
- ※店舗との併用住宅は、個人住宅部分が対象となります。

補助対象となるリフォーム

- ① 市内に本社機能を有する法人、及び個人事業者を利用して行う20万円（消費税を除く）以上の工事
- ② 費用の10%以上が安全・安心・住環境リフォームに対応していること
- ③ リフォーム工事（完了実績報告）が平成28年2月29日までに完了すること

補助金額

リフォーム工事費用（消費税額を除く）×20%（20万円を上限とする）

（補助は住宅について1回とし、同一補助対象者につき1回限り）

補助対象期間

交付決定通知の日から平成28年2月29日までの期間内に工事着手↓工事完了↓工事費の支払い↓完了実績報告まで行うものが補助対象となります。

☎ 住宅政策課 ☎ 47-1202
安芸高田市商工会 ☎ 42-0560

夜間納付窓口を開設します

税務課 ☎42-5614



平成27年度夜間窓口開設日

| 開設日 | 開設場所 | 開設時間 |
|--------|------|---------------------|
| 4月 | 税務課 | 17:15 ～ 19:00 |
| 4月23日 | | |
| 5月 | | |
| 5月28日 | | |
| 6月 | | |
| 6月25日 | | |
| 7月 | | |
| 7月23日 | | |
| 8月 | | |
| 8月27日 | | |
| 9月 | | |
| 9月24日 | | |
| 10月 | | |
| 10月22日 | | |
| 11月 | | |
| 11月26日 | | |
| 12月 | | |
| 12月24日 | | |
| 1月 | | |
| 1月28日 | | |
| 2月 | | |
| 2月25日 | | |
| 3月 | | |
| 3月24日 | | |

開設日 毎月第4木曜日

場所 安芸高田市役所税務課

時間 17:15～19:00まで



税務課では、昼間仕事などの都合で金融機関での納付ができない方の利便性を図るため毎月1回、夜間納付窓口を開設いたします。

納付ができるもの

市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）※その他の料金等については、納付書をお持ちいただければ納付できます。

対象外となる工事

※国が実施する「省エネ住宅ポイント制度補助金」との併用はできません

| 工事内容 | 備考 |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 車庫、物置、倉庫などの工事 | |
| 店舗、工場、事務所などのリフォーム | |
| 門扉、ブロック塀、舗装などの外構工事 | |
| 植樹、剪定などの植栽工事 | |
| 住宅太陽光発電システムの設置工事 | 住宅用太陽光発電システム設置事業助成を利用する。 |
| 電話、インターネット配線工事 | |
| 下水道へのつなぎ込みに係る排水設備工事、浄化槽工事 | |
| 住宅の解体工事 | 解体工事のみは×。リフォームに伴う部分の解体であれば○ |
| 併用住宅のうち、店舗、事務所部分の修繕、補修、模様替え、増築 | 居住用に改修する場合は○ |
| シロアリ駆除、その他消毒などの薬剤散布・塗布 | |
| 電器製品（エアコン、テレビ、照明器具等）の購入、設置取付 | 照明器具でLEDへの交換は○ |
| テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入取付 | |
| 単に電磁調理器、ガスコンロ等の設備機器を設置、又は取替え | |
| ハウスクリーニング、排水管清掃など | |
| 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事 | |
| その他市長が補助対象と認めないもの | |